

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

□育児休業等掛金免除

申出書

□育児休業等掛金免除変更

組合員	氏 名			組合員等 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	年 月 日		
所属所	名 称				
	所 在 地				
育児休業の期間（注１）		開始日	令和 年 月 日		
		終了日	令和 年 月 日 （注２）		
		終了日 （変更後）	令和 年 月 日 （注２）		
		日 数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入（注３）		
育児休業に係る子の生年月日		令和 年 月 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
1. 地方公務員等共済組合法第114条の２第１項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等（一般組合員は厚生年金保険料を含む。）の免除を申し出ます。 2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の３第３項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 様 【掛金免除(変更)申出日】 令和 年 月 日 申出者（組合員）氏名					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 年 月 日 所属所長 職 氏 名 所 属 所 担当者名 （ 所属所 連 絡 先 - - ）					

注１ 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。（育児休業辞令の写し等、原本証明不要）

２ 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。（産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。）

３ 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。（期末手当等の掛金を除く。）

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

☒育児休業等掛金免除

申出書

☐育児休業等掛金免除変更

組合員	氏 名	広島 花子		組合員等 記号番号	公立広島 〇〇〇〇〇〇
	生年月日	昭和 平成	〇〇 年 〇 月 〇 日		
所属所	名 称	××市立××小学校			
	所 在 地	××市××〇〇〇			
育児休業の期間（注１）		開始日	令和 〇〇 年 10 月 15 日		
		終了日	令和 〇〇 年 3 月 31 日 （注２）		
		終了日 （変更後）	令和 年 月 日 （注２）		
		日 数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入（注３）		
育児休業に係る子の生年月日		令和 〇〇 年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等（一般組合員は厚生年金保険料を含む。）の免除を申し出ます。 2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 様 【掛金免除(変更)申出日】 令和 〇〇年 10 月 15日 申出者（組合員）氏名 広島 花子					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 〇〇年 10 月 15日 所属所長 職 氏 名 ××市立××小学校長 共済 一郎 所 属 所 担当者名 公立 太郎 （ 所属所 連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ）					

注１ 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。（育児休業辞令の写し等、原本証明不要）

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。（産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。）

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。（期末手当等の掛金を除く。）

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

☒育児休業等掛金免除

申出書

☐育児休業等掛金免除変更

組合員	氏 名	広島 花子		組合員等 記号番号	公立広島 〇〇〇〇〇〇
	生年月日	昭和 平成	〇〇 年 〇 月 〇 日		
所属所	名 称	××市立××小学校			
	所 在 地	××市××〇〇〇			
育児休業の期間（注１）		開始日	令和 〇〇 年 10 月 15 日		
		終了日	令和 〇〇 年 10 月 29 日 （注２）		
		終了日 （変更後）	令和 年 月 日 （注２）		
		日 数	15 日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入（注３）		
育児休業に係る子の生年月日		令和 〇〇 年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等（一般組合員は厚生年金保険料を含む。）の免除を申し出ます。 2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 様 【掛金免除(変更)申出日】 令和 〇〇年 10 月 15日 申出者（組合員）氏名 広島 花子					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 〇〇年 10 月 15日 所属所長 職 氏 名 ××市立××小学校長 共済 一郎 所 属 所 担当者名 公立 太郎 （ 所属所 連 絡 先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ）					

注１ 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。（育児休業辞令の写し等、原本証明不要）

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。（産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。）

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。（期末手当等の掛金を除く。）

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合
(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

□育 児 休 業 等 掛 金 免 除
☒育児休業等掛金免除変更
 申 出 書

組合員	氏 名	広島 花子		組合員等 記号番号	公立広島 ○○○○○○
	生年月日	昭和 平成○○ 年 ○月 ○日			
所属所	名 称	××市立××小学校			
	所 在 地	××市××○○○			
育児休業の期間（注１）		開始日	令和 ○○ 年 10 月 15 日		
		終了日	令和 ○○ 年 3 月 31 日 （注２）		
		終了日 （変更後）	令和 ○○ 年 10 月 14 日 （注２）		
		日 数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入（注３）		
育児休業に係る子の生年月日		令和 ○○ 年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
1. 地方公務員等共済組合法第114条の２第１項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等（一般組合員は厚生年金保険料を含む。）の免除を申し出ます。 2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の３第３項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 様 【掛金免除(変更)申出日】 令和 ○○年 4 月 1 日 申出者（組合員）氏名 広島 花子					
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 ○○年 4 月 1 日 所属所長 職 氏 名 ××市立××小学校長 共済 一郎 所 属 所 担当者名 公立 太郎 （ 所属所 連 絡 先 ○○○-○○○-○○○○ ）					

注１ 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。（育児休業辞令の写し等、原本証明不要）
 2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。
 終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。（産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。）
 3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。（期末手当等の掛金を除く。）